

令和2年度 歳末地域たすけあい事業助成

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

《茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会》



【問合せ先／申請書の提出先】

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

〒300-3257 つくば市筑穂1丁目10番地4（大穂庁舎内）

TEL:029-879-5500/FAX:029-879-5501

ホームページ <http://www.tsukuba-swc.or.jp> つくば市社協で検索！

※募集案内・申請書・計画書等はホームページからダウンロードできます。

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
令和2年度 歳末地域たすけあい事業助成の御案内

赤い羽根共同募金運動の一環として進められる「歳末たすけあい募金」地域の皆様から寄せられる「歳末たすけあい募金」の一部を、年末年始の時期に団体などが実施する地域の「助けあい活動・支えあい活動」へ助成します。

助成を希望される団体は、下記事項をお読みのうえ、期限までに申請してください。

※新型コロナウイルス感染拡大の防止に十分留意して、計画をしてください。

※事業実施にあたっては、本県の対策ステージを参考にいただき、状況によっては開催中止等も含め、リスクを判断して慎重な対応をお願いします。

1. 対象となる団体

- (1) つくばボランティアセンターに登録しているボランティアサークルで、センターからの情報を希望しているサークル
- (2) つくば市社会福祉協議会に登録している「ふれあいサロン」実施団体
- (3) つくば市内に拠点を置き、活動を行っている当事者団体及び社会福祉関係団体
- (4) 地域の助けあい活動や支えあい活動等、住民の主体的な参加によって支えられる福祉活動を展開している区会や自治会
- (5) 市内の社会福祉施設及び福祉サービス事業所
- (6) 市内の特定非営利活動法人（NPO法人）等

2. 対象となる事業

人と人がふれあう機会を作り、交流を深めることを目的に年末年始の時期に実施する事業で、下記(1)から(4)の要件をすべて満たし、かつ表の①から⑤のいずれかに該当する事業（※1団体につき1事業となります）

- (1) **令和2年11月1日から令和3年1月15日までに市内で実施される事業**であること。
- (2) 市もしくは他の団体から助成や委託を受けていない事業であること。
- (3) 団体の会員のみを対象に実施する事業でないこと。（区会・自治会を除く）
- (4) 政治・宗教活動、営利を目的とする事業でないこと。

区 分	具体的な事業例
①住民参加による助けあい・支えあい事業	・ 年末年始の見守り訪問活動等、支援を必要とする方への支援活動や集いの開催 ・ 年越しそば、おせち料理、お餅つき等の会食、配食、交流事業
②当事者団体等を支援する事業	・ 当事者団体等の活動（生きがい・交流・仲間づくり）支援など
③子育て支援、児童・青少年に対する事業	・ 子育て支援や福祉教育、ボランティア体験等に取り組む交流事業
④ふれあい交流事業	・ ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者世帯等を対象とした交流事業など
⑤社会参加を促進する事業	・ 多世代交流ふれあい活動、施設等と地域住民との交流事業など

3. 対象となる経費

○消耗品費 ○印刷製本費 ○使用料及び賃借料 ○諸謝金 ○通信運搬費

○食材料費 ○その他事業実施に必要と認められる経費

※事業に関する交通費（燃料費）は対象となりませんので、ご注意ください。

※領収書等により支払いが確認できない経費、人件費や備品費、会議費、水道光熱費、家賃など団体の運営に関する経費は対象外です。

■対象となる経費の具体例

科 目	内 容
消耗品費	文房具、用紙、材料、 <u>手指消毒等除菌用品</u> など
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の作成費・印刷費、コピー代 写真現像代など
使用料・賃借料	会場使用料、機材リース料など
諸謝金	外部講師謝礼など（※主催者や地域住民に対する謝金・旅費は対象外）
通信運搬費	切手、葉書購入代・郵送料など （交通費・ガソリン代・電話代は対象外です）
食材料費	事業実施時の食材料費（市販の弁当代は除く）500円程度/人 飲み物代など（アルコール類は除く）

■対象とならない経費の具体例

科 目	内 容
人件費	事業実施のために支払われた賃金
燃料費	ガソリン代、灯油代など
保険料	事業実施時のイベント保険、傷害保険など
交際費	土産代、他団体への行事参加費など
その他	団体の経常的な運営に要する経費（家賃、水道光熱費など） 申請する事業に直接関わる理由付けのない経費 領収書、レシート等により支払ったことが明確にできない経費 社会通念上、適切でない経費

■購入する際の注意事項

- (1) 品物は可能な限り科目ごとに分けて購入し、必ず領収書又はレシートを受け取ってください。
- (2) 領収書の場合には「品物名、数量」を必ず明記してください。
「品代」のみは、認められません。
- (3) 領収書の宛名が、申請書の団体名と違う場合は認められません。

4. 助成金額

参加人数	助成限度額
20名～50名まで	上限30,000円
51名以上	上限50,000円

※対象経費の80%以内、千円未満は切り捨てます。

※予算額の範囲内で、申請団体数・申請総額・事業内容等を考慮し最終的に助成額を決定します。

※事業完了後、事業決算報告内容の適否により、助成額を減額する場合があります。

5. 申請方法

今年度については、感染症拡大防止の観点から、原則として郵送による受付とさせていただきます。また、提出後に、申請内容について電話にてヒアリングを行います。

なお、「書類の書き方がわからない」などの場合は、電話で御予約いただいた上での来所をお願いいたします。（※提出された書類は、原則返却いたしません）

6. 提出書類 <申請様式は、事務局でも配布しています>

(1) 歳末地域たすけあい事業助成 申請書（様式第2号）

(2) 事業計画書及び収支予算書（事業関係書類）

ダウンロード ⇒ <http://www.tsukuba-swc.or.jp/>

(3) 前年度の活動報告（団体の概要や活動内容が分かるものを添付してください。）

(4) 振込先口座 通帳の写し（通帳表紙の内側：口座番号・名義人の明記された箇所）

7. 申請期間

令和2年9月1日（火）から9月23日（水）まで。（9月24日以降の消印は無効）

※土日・祝日の受付はできませんので、ご了承ください。

8. 助成の決定

申請期間終了後、歳末たすけあい募金配分委員会にて審査を行います。

審査結果につきましては、10月下旬（予定）にお知らせいたします。

助成が決定した場合は、**『つくば市社会福祉協議会 歳末たすけあい募金助成事業』**と、チラシ・ポスター・パンフレット等に明示し助成を受けていることを周知してください。

事業完了後1週間以内に事業報告書・決算書・領収書(写)・事業の様子がわかる画像(写真)等を提出願います。

9. 個人情報

申請書等に記載された内容につきましては、本事業のみに使用いたします。

決定となった場合は、本会ホームページに団体名・事業内容等を公表いたします。

【問合せ先／申請書の提出先】

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会 地域福祉係
〒300-3257つくば市筑穂1丁目10番地4（大穂庁舎1階）
TEL：029-879-5500（月～金 9：00～17：00 祝日除く）